

過疎対策事業債について

令和2年1月30日

令和元年度第7回過疎問題懇談会

新たな対策に向けて～持続可能な低密度地域社会の実現～（中間的整理）（抜粋）

平成31年4月5日 過疎問題懇談会（座長：宮口早稲田大学名誉教授）公表

4 今後の過疎対策のあり方・方向性

(5) 支援制度のあり方

③ 過疎対策事業債

過疎対策事業債については、ハード事業、ソフト事業ともに、「格差是正」と「内発的発展支援」の二つの役割を果たしている効果的な事業と考えることができる。

ハード事業については、公共施設等の長寿命化・更新・統廃合・転用・除却が大きな課題となる中で、公共施設総合管理計画、個別計画に基づき、適切なストックマネジメントの考え方の下に推進していく必要がある。

ソフト事業については、過疎地域の格差是正や内発的発展に資する事業に効果的に使われている一方、一過性の観光イベントやプレミアム商品券といった一過性の地元消費喚起策に使われている事例もある。ソフト事業への起債が建設公債の原則の例外として認められていることにかんがみると、教育・医療・交通等の体制の構築や人材育成など中長期的な地域の資産・財産となり得る事業に充当していくことが望ましい。この点、過疎対策事業債を充当しようとするソフト事業が、将来にわたり安心・安全に暮らすことのできる地域社会の実現を図るために必要な事業かどうか、市町村計画の審議の中で、市町村議会において議論されることを期待したい。

その他、過疎対策事業債については、(3)対象地域のあり方の内容等に応じ、その内容を検討していく必要がある。

令和元年度過疎問題懇談会における意見

・新たな過疎対策において、人材の育成・確保を新たに位置づける場合、その財源を確保することが必要となる。そもそも過疎債のソフト分はこのようなものに活用すべきと考えているが、この過疎債のソフト分には人材の育成・確保のための枠を作るということも必要ではないか。(R1.10.26 第5回懇談会)

・過疎債ソフト分については、ただ事業を行いたいため計画に記載しておけば良いというものではなく、人材育成などの中長期的な資産・財産となり得る事業であることを計画に示すべきではないか。(R1.12.20 第6回懇談会)

過疎対策事業債の概要

過疎対策事業債は、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)により過疎地域とされた市町村が、過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債である。

過疎対策事業債は、総務大臣が各都道府県に同意等予定額の通知を行い、各都道府県知事が市町村ごとに同意(許可)を行う。

充当率は100%であり、その元利償還金の70%は普通交付税の基準財政需要額に算入されることとなっている。

1 対象事業

<p>産業振興施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地場産業、観光、レクリエーションに関する事業を行う法人に対する出資 ○産業の振興を図るために必要な市町村道、農道、林道、漁港関連道 ○漁港、港湾施設 ○地場産業の振興に資する施設 ○中小企業の育成又は企業の導入若しくは起業の促進のために市町村が個人又は法人その他の団体に使用させるための工場、事務所 ○観光、レクリエーションに関する施設 ○産業の振興を図るために必要な市町村が管理する都道府県道 ○林業用作業路 ○農林漁業の経営の近代化のための施設 ○商店街振興のために必要な共同利用施設 	<p>厚生施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○下水処理のための施設 ○一般廃棄物処理のための施設 ○火葬場 ○消防施設 ○高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設 ○保育所及び児童館 ○認定こども園 ○障害者又は障害児の福祉の増進を図るための施設 ○診療施設 ○簡易水道施設 ○市町村保健センター、母子健康包括支援センター
<p>交通通信施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○交通の確保を図るために必要な市町村道、農道、林道、漁港関連道 ○住民の交通手段の確保又は地域間交流のための鉄道施設及び鉄道車両並びに軌道施設及び軌道車両 ○電気通信に関する施設 ○交通の確保を図るために必要な市町村が管理する都道府県道 ○住民の交通の便に供するための自動車、渡船施設 ○除雪機械 	<p>教育文化施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公民館その他の集会施設 ○公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに市町村立の幼稚園、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 ○市町村立の専修学校、各種学校 ○図書館 ○地域文化の振興等を図るための施設 ○公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の学校給食施設・設備 ○公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校の教職員住宅
<ul style="list-style-type: none"> ○集落再編整備 ○自然エネルギーを利用するための施設 	
<p>過疎地域自立促進特別事業 (いわゆるソフト対策事業)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業(基金の積立てを含む)

2 地方債計画額

令和2年度 4,700億円(前年度同額)

過疎対策事業債に係る改正経緯 (H22～)

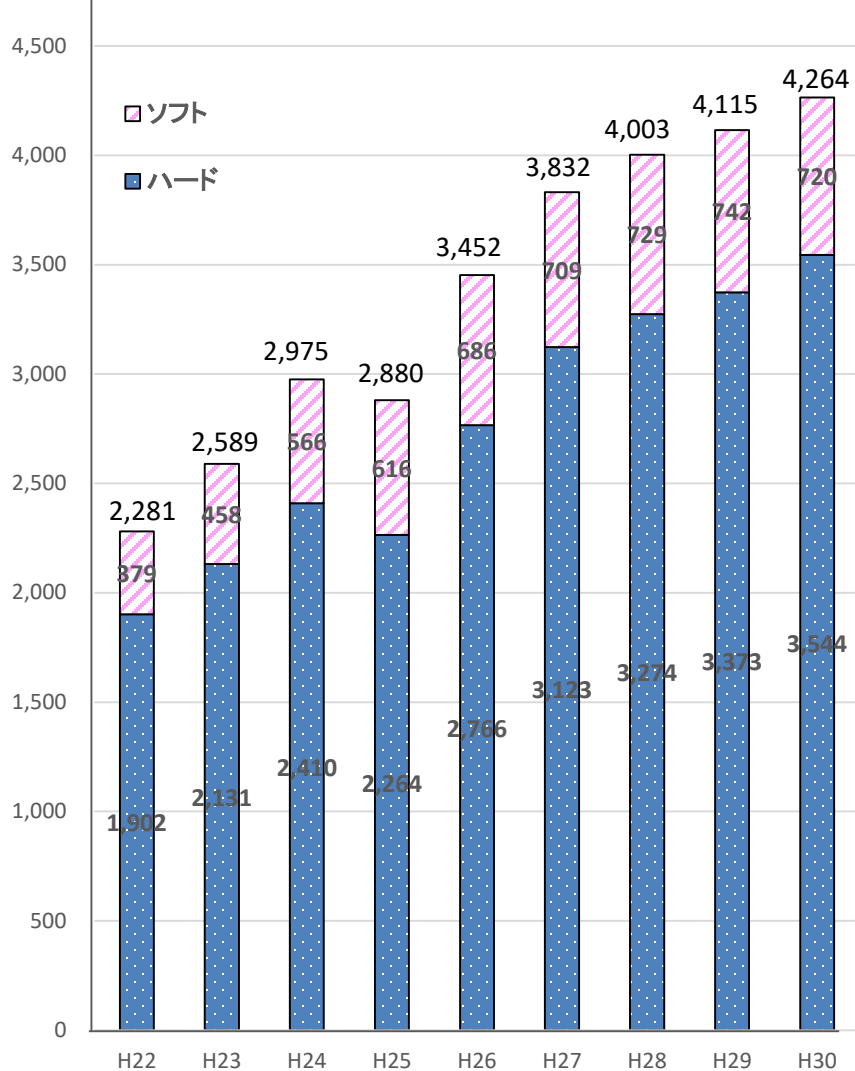
年度	地方債計画額		過疎対策事業債の制度改正
	(増減額)	うちソフト分	
H22	2,700 (62)	662 (662)	【法改正による対象事業の拡充】 ・認定こども園 ・市町村立の幼稚園 ・図書館 ・自然エネルギー利用施設・設備 ・公立小・中学校の校舎、屋内運動場、寄宿舎、教員住宅、スクールバス等、学校給食施設・設備について、統合要件を撤廃 ・ソフト事業
H23	2,700 (0)	702 (40)	
H24	2,900 (200)	727 (25)	・ソフト分の弾力運用(省令改正)→ソフト分の発行限度額の最大2倍まで発行可 ・下水処理施設に係る償還期間の延長(12年→30年)
H25	3,050 (150)	745 (19)	
H26	3,600 (550)	769 (23)	【法改正による対象事業の拡充】 ・市町村管理の都道府県道 ・貸工場・貸事務所 ・地域鉄道 ・一般廃棄物処理施設 ・火葬場 ・障害者(児)福祉施設 ・公立小・中学校の屋外運動場、プール ・市町村立高等学校の校舎、屋内運動場、屋外運動場、プール、寄宿舎、教職員住宅、スクールバス等
H27	4,100 (500)	759 (▲10)	・「地方創生特別分」の創設(～H31年度) →民間雇用の創出や産業の振興に資する事業に対し優先的に配分
H28	4,200 (100)	764 (5)	
H29	4,500 (300)	764 (1)	【法改正による対象事業の拡充】 ・市町村立中等教育学校、特別支援学校 ・市町村立中等教育学校(前期課程)、特別支援学校の学校給食施設・設備 ・市町村立の専修学校、各種学校
H30	4,600 (100)	744 (▲20)	・学校教育施設に係る償還期間の延長(12年→25年) ・資金に地方公共団体金融機構資金を追加(下水処理施設及び簡易水道施設)
R元	4,700 (100)	731 (▲14)	・資金に地方公共団体金融機構資金を追加(診療施設)
R2	4,700 (0)	733 (3)	・資金に地方公共団体金融機構資金を追加(全事業) ・「光ファイバ等整備特別分」の創設→光ファイバ等の整備に関する事業に対し優先的に配分 ・「地方創生特別分」について、名称を「雇用創出特別分」に変更のうえ、対象期間を令和2年度まで継続

過疎対策事業債の発行状況

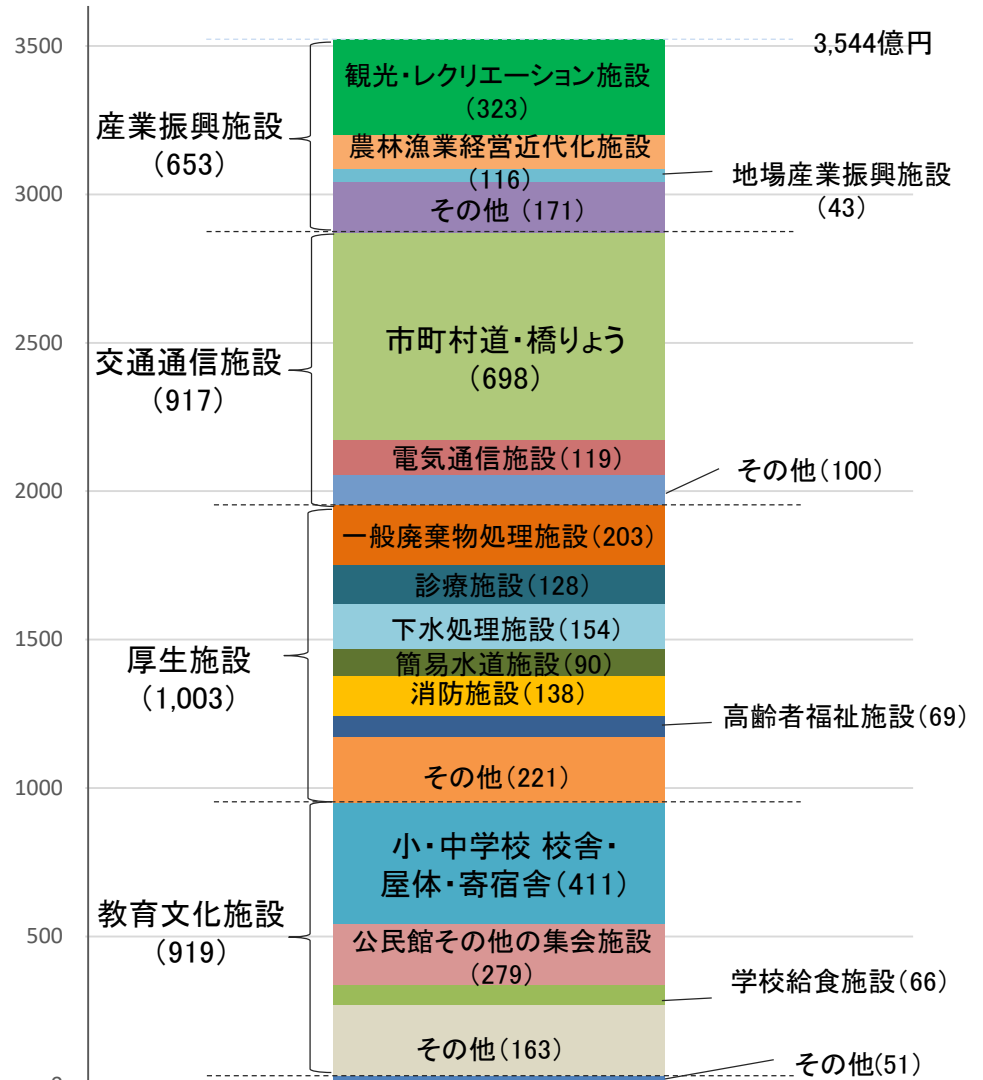
○過疎債発行(予定)額は、ハード分、ソフト分ともおおむね毎年度増加している。

○過疎債(ハード分)は、道路、小中学校校舎等、観光・レクリエーション施設、公民館その他集会施設の順で活用されている。

【過疎債発行(予定)額の推移 (H22~H30)】



【過疎債(ハード分)の平成30年度発行(予定)額内訳(事業別)】



※()内は発行(予定)額(単位:億円)

過疎対策事業債（ソフト分）の活用状況

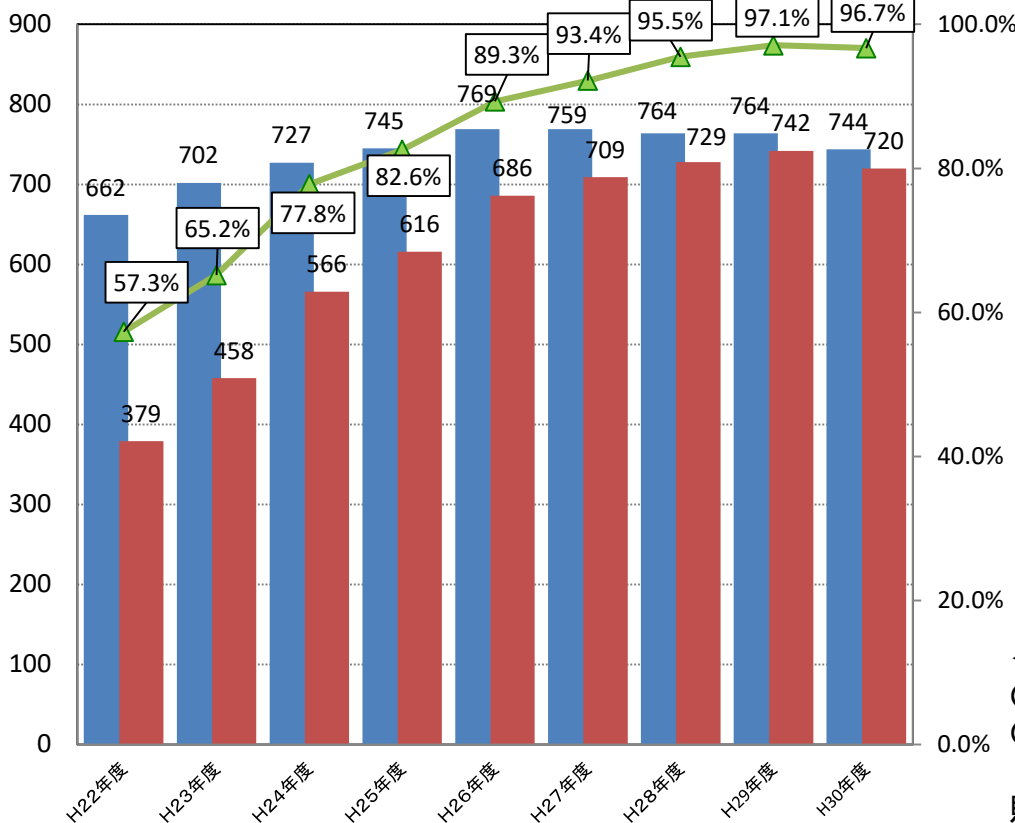
○過疎債（ソフト分）の活用率（発行（予定）額／発行限度額）は上昇傾向にある。

○過疎債（ソフト分）を活用している過疎関係市町村は、約9割（平成30年度実績：過疎関係市町村817のうち750市町村）

H22～H30年度発行限度額及び発行状況

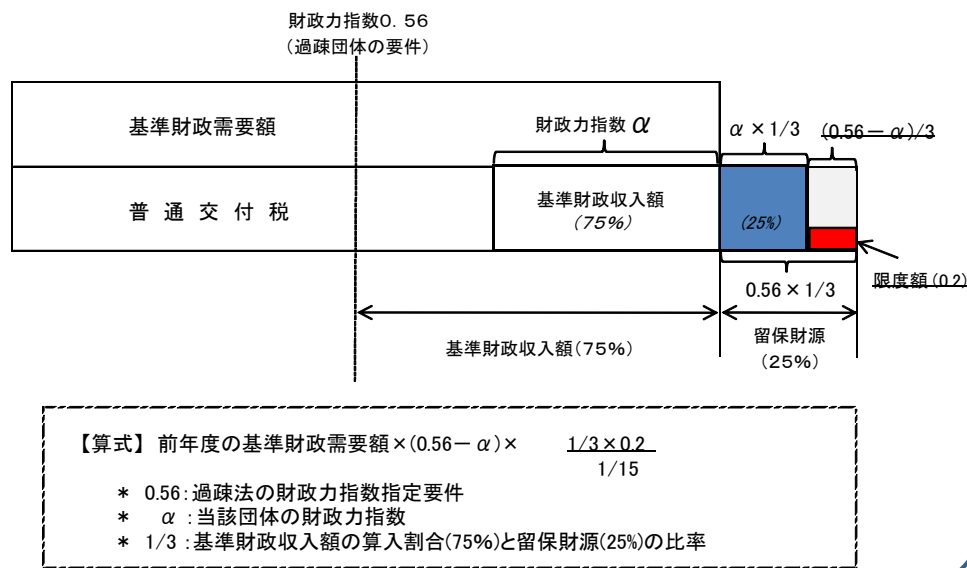
（単位：億円）

■発行限度額 ■発行（予定）額 ▲過疎債活用率



※過疎債活用率＝過疎市町村の発行（予定）額の総和／過疎市町村の発行限度額の総和

限度額算定のイメージ（最低限度額は3,500万円）



<H24年度からの運用弾力化>

○ハード分及びソフト分の起債要望額の合計額が地方債計画額の範囲内で、
○ソフト分の起債要望額の合計額が発行限度額の合算額に達しない場合、

財政力指数0.56以下の市町村について、現行の発行限度額に1を乗じて得た額を限度として加算（最大で現行発行限度額の2倍）を行うことができる。

※基金への積立ては、対象外。

過疎対策事業債（ソフト分）の発行実績（平成30年度）

- 過疎債（ソフト分）は幅広い経費を対象としており、産業の振興、保健・福祉、通信・地域間交流、教育の振興など、幅広い分野で活用されている。
- 人材育成に係る過疎債（ソフト分）の発行実績は、全体の16.4%であり、教育の振興（生涯学習・スポーツを除く）が多い。

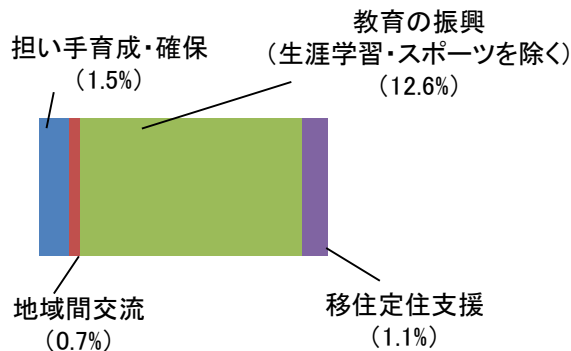
対象経費：以下を除き、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業を広く対象（出資及び施設整備費を除く）

- ①市町村の行政運営に通常必要とされる内部管理経費
- ②生活保護等法令に基づき負担が義務づけられている経費
- ③地方債の元利償還に要する経費

【過疎債（ソフト分）の発行実績内訳（分野別発行額割合）】 発行額合計 707億円



【人材育成（※）に係る過疎債（ソフト分）の発行実績内訳（分野別発行額割合）】 人材育成に係る発行額合計 116億円（16.4%）



※各事業区分の中の担い手育成・確保に係る事業、地域間交流、教育の振興（生涯学習・スポーツを除く）、移住定住支援について、「人材育成」に係るものと区分している。6

過疎対策事業債（ソフト分）の発行実績（平成30年度）詳細①

- 過疎債（ソフト分）の発行実績詳細を見ると、医療費助成（こども・ひとり親）、自治体病院の医師確保対策・運営費補助等、教員・講師等確保・小中学校のシステム導入等が多い。

総務省が設けた区分（区分1：9区分、区分2：49区分、区分3：163区分）ごとに平成30年度の過疎債（ソフト分）の実績を調査したもの。

※1 区分2のうち、過疎債構成割合が1%未満のものは他の区分2に統合

※2 区分3のうち、過疎債構成割合が1%以上のものを抜粋

（単位：千円）

区分1	区分2	区分3	合計			
			事業費	過疎債	過疎債 構成割合	
産業の振興	第一次産業	小計	8,113,068	4,409,132	6.2%	
		うち生産力強化	2,665,887	1,662,720	2.4%	
		うち担い手支援・確保	1,824,240	957,446	1.4%	
	商工業・6次産業化	小計	2,527,563	1,537,432	2.2%	
		観光	小計	7,348,775	4,891,463	6.9%
			うち観光施設	2,200,769	1,525,910	2.2%
			うち観光プロモーション	1,087,635	729,550	1.0%
			うち観光イベント	1,338,848	781,241	1.1%
	企業誘致	企業立地支援	2,125,778	1,644,100	2.3%	
	起業促進、消費喚起	小計	1,058,897	694,847	1.0%	
その他	その他	1,548,729	999,728	1.4%		
基金積立て	基金積立て	1,349,184	1,318,260	1.9%		
	産業の振興 計		24,071,994	15,494,962	21.9%	
交通通信体系の整備・情報化及び地域間交流の促進	公共交通	小計	8,176,065	5,544,145	7.8%	
		うち路線バス	4,374,120	3,043,614	4.3%	
		うち地域鉄道	1,007,950	799,300	1.1%	
		うちその他	994,353	717,100	1.0%	
	交通インフラ	小計	4,317,856	2,155,321	3.0%	
		うち道路橋梁	3,762,230	1,735,521	2.5%	
	情報通信	小計	2,182,722	1,352,800	1.9%	
地域間交流、その他、基金積立定住促進団地整備	小計	1,816,822	1,229,300	1.7%		
	交通通信体系の整備等 計		16,493,465	10,281,566	14.5%	
生活環境の整備	生活	小計	2,095,278	1,457,600	2.1%	
		うちその他（住宅建設・改修補助、除排雪等）	1,539,546	1,130,200	1.6%	
	環境	小計	2,229,064	1,654,735	2.3%	
		うち危険施設解体撤去	1,060,523	831,535	1.2%	
	防災・防犯、その他産業	小計	1,638,102	1,141,621	1.6%	
基金積立て	基金積立て	786,709	786,700	1.1%		
	生活環境の整備 計		6,749,153	5,040,656	7.1%	

過疎対策事業債（ソフト分）の発行実績（平成30年度）詳細②

（単位：千円）

区分1	区分2	区分3	合計		
			事業費	過疎債	過疎債 構成割合
高齢者等の保健及び福祉の向上及び推進	高齢者・障害者福祉	小計	7,774,191	3,897,099	5.5%
		うち移動支援	3,423,257	1,087,414	1.5%
	児童福祉	小計	15,724,197	7,771,151	11.0%
		うち保育サービス充実	2,555,045	818,400	1.2%
		うち医療費助成（こども・ひとり親）	8,654,983	4,608,900	6.5%
		うち保育料軽減	1,841,190	837,600	1.2%
	健康づくり	小計	1,487,289	981,100	1.4%
	団体運営費補助	小計	912,609	716,700	1.0%
福祉総合、その他、基金積立て	小計	1,920,047	1,271,200	1.8%	
高齢者の保健等 計			27,818,333	14,637,250	20.7%
医療の確保	自治体病院	小計	4,796,811	2,670,200	3.8%
		うちその他（医師確保対策、運営費補助等）	4,298,104	2,503,200	3.5%
	民間病院	小計	2,021,930	1,266,968	1.8%
		うち運営費助成	1,276,465	798,100	1.1%
	医療確保総合	小計	2,291,832	1,402,600	2.0%
		うちその他（医師・看護師等確保対策、休日診療等）	2,179,308	1,299,100	1.8%
その他、基金積立て	小計	2,146,433	1,486,400	2.1%	
医療の確保 計			11,257,006	6,826,168	9.7%
教育の振興	義務教育	小計	7,801,240	5,788,378	8.2%
		うちスクールバス	2,196,139	1,541,823	2.2%
		うち特別支援教育充実	1,023,498	778,100	1.1%
		うちその他（教員・講師等確保、システム導入等）	2,366,111	1,739,650	2.5%
	高等学校	小計	1,454,674	1,101,841	1.6%
	生涯学習・スポーツ	小計	19,995,804	1,044,900	1.5%
幼児教育、教育総合、基金積立て	小計	2,778,877	1,982,621	2.8%	
教育の振興 計			32,030,595	9,917,740	14.0%
地域文化の振興等	地域文化振興、景観整備、その他、基金積立て	小計	1,448,592	852,000	1.2%
		小計	326,274	223,940	0.3%
	地域文化の振興等 計			1,774,866	1,075,940
集落の整備	移住・定住促進	小計	1,600,390	1,022,050	1.4%
	集落整備	小計	2,981,284	2,030,638	2.9%
		うち地域運営組織等交付金	2,303,283	1,481,100	2.1%
	地域おこし、その他、基金積立て	小計	1,631,838	1,201,420	1.7%
集落の整備 計			6,213,512	4,254,108	6.0%
その他	自然エネルギー、その他	小計	11,970,275	3,144,884	4.4%
		その他 計	11,970,275	3,144,884	4.4%
合 計			138,379,198	70,673,274	100.0%

ご議論いただきたい点

- 中間的整理では、以下のとおり今後の方向性を示した。
 - ハード事業については、公共施設等の長寿命化・更新・統廃合・転用・除却が大きな課題となる中で、公共施設総合管理計画、個別計画に基づき、適切なストックマネジメントの考え方の下に推進していく必要がある。
 - ソフト事業については、過疎地域の格差是正や内発的発展に資する事業に効果的に使われている一方、一過性の観光イベントやプレミアム商品券といった一過性の地元消費喚起策に使われている事例もある。ソフト事業への起債が建設公債の原則の例外として認められていることにかんがみると、教育・医療・交通等の体制の構築や人材育成など中長期的な地域の資産・財産となり得る事業に充当していくことが望ましい。

- 直近の発行実績も踏まえ、中間的整理で示した考え方を維持するべきか、ご議論をお願いしたい。

- 過疎対策事業債は、市町村過疎計画に基づく事業に充当される。前回の過疎問題懇談会において、市町村計画のあり方を議論していただいたが、過疎対策事業債を充当する事業の効果を高めていく観点から市町村計画との関係をどのように見直すべきかご議論をお願いしたい。